

特別養護老人ホーム西陣憩いの郷 事故発生防止のための指針

第 1 介護事故の発生防止に関する基本的考え方

- ・ 特別養護老人ホーム西陣憩いの郷（以下「本施設」という。）では、「人としての尊厳や安心・安全を阻害し、提供するサービスの質に悪影響を及ぼすもの」をリスクと捉え、より質の高いサービス提供を実現するため、介護事故の発生防止に努めるものとする。
- ・ 本施設においては、組織全体で介護事故の発生防止に取り組むため、本指針に基づき、必要な体制を整備するとともに利用者一人一人に着目した個別的なサービス提供の徹底を図ることとする。

第 2 介護事故の発生防止のための委員会及び施設内組織

1 「事故防止委員会」の設置

施設内での介護事故を未然に防止するとともに、発生した事故に対する迅速かつ最善の対応を協議し、再発防止対策を構築するため、施設内に「事故防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の構成

委員会は、委員長 1 名、副委員長 2 名及び委員複数名で構成し、委員長等の職は次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる施設の職員をもって充てる。

- (1) 委員長 施設長
- (2) 副委員長
 - ・ 事務長
 - ・ 介護長
- (3) 委員
 - ・ 介護、看護及び教育・研修の業務を所管する副主任級以上の職員
 - ・ 施設医
 - ・ 介護フロアリーダー
 - ・ 介護支援専門員
 - ・ 生活相談員
 - ・ 管理栄養士

3 委員会の開催

- (1) 委員会は、月 1 回、定期に開催する。ただし、事故発生等、緊急の必要があるときは、随時開催する。
- (2) 委員会は、委員長が主宰する。ただし、委員長に事故等があり、又は業務の都合上やむを得ないときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員会の役割

- (1) 介護事故発生時の対応に関すること
- (2) 介護事故報告の分析及び改善策に関すること

- (3) 介護事故防止の改善策及びその周知徹底に関すること
- (4) 介護事故防止・対応マニュアル及び事故報告書（「皮下出血報告書」を含む。以下同じ。）・ヒヤリハット報告書の整備に関すること
- (5) 介護事故防止に関する情報提供に関すること
- (6) 介護事故防止のための職員教育・職員研修に関すること

5 事故発生防止・推進担当者の設置

介護事故の防止に向け、委員会で協議し、構築された再発防止等の措置を適切に実施するため、施設に事故発生防止・推進担当者を置き、委員会副委員長（事務長）をその職に充てる。

第3 介護事故の発生防止のための職員研修に関する基本方針

介護事故の発生防止に取り組むに当たり、適切な知識の普及及び安全管理の徹底を図るため、委員会を中心として、介護事故発生防止に関する職員等への教育・研修を定期的かつ計画的に実施する。

- (1) 研修プログラムの作成
- (2) 定期的な教育（年2回以上）
- (3) 新入職員に対する事故発生防止研修会の開催
- (4) 実習生、ボランティア等への教育・指導
- (5) その他必要な教育・研修の実施

第4 介護事故、ヒヤリハット事例等の報告方法及び介護に係る安全の確保を目的とした改善方策に関する基本指針

1 報告システムの確立

事故に関する情報をもれなく収集するため、事故報告書・ヒヤリハット報告書を作成する。収集された情報は、分析・検討のうえ施設内で共有し、再発防止策の構築に活用する。

なお、事故報告書・ヒヤリハット報告書を提出した者に対し、当該報告書を提出したことを理由に不利益処分は行わない。

2 事故要因の分析

収集された情報は、委員会がサービス向上委員会・事故防止班（以下、単に「事故防止班」という。）と連携し、問題点の分析・評価を行う。分析するに当たっては、ハード面、ソフト面、環境面、人的面等から要因分析を行い、再発防止策の構築に活用する。その際には、業務改善のための情報分析も合わせて行うものとする。

3 改善策の周知徹底

分析によって導き出された改善策については、委員会及び事故防止班が共同し、全職員への周知徹底を図る。

第5 介護事故発生時の対応に関する基本方針

介護事故が発生した場合には、下記のとおり、速やかに対応する。

1 利用者等への対応

- (1) 事故が発生した場合には、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先に行動する。
- (2) 関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を講ずる。

(3) 医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行う。

2 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故報告書」により速やかに報告する。なお、「事故報告書」については、事故状況の詳細がわかるよう、時系列に沿って事実のみを記載する。

3 関係者への連絡・報告

関係職員からの報告に基づき、ご家族及び担当ケアマネジャー（短期入所利用者の場合）のほか、必要に応じ、保険者（京都市）に事故状況を報告する。

4 損害賠償

事故状況により賠償等の必要性が生じた場合は、本法人が加入する損害賠償保険で対応する。

5 介護事故防止・対応マニュアル

介護事故を未然に防止するとともに、夜間の急変対応も含め、事故発生時の迅速・的確な対応を確保するため、別に「介護事故防止・対応マニュアル」を定め、運用する。

6 苦情対応

介護事故対応に関する苦情については、別に定める「特別養護老人ホーム西陣憩いの郷 相談・苦情処理対応マニュアル」により対応する。

第6 閲覧

本指針は、施設内に掲示するとともに施設ホームページにも掲載し、広く施設内外の閲覧に供するものとする。

附 則

この指針は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年 7月1日から施行する。